

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成18年6月19日
【発行者名】	ジャパンエクセレント投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 田村 順一
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目9番20号
【事務連絡者氏名】	ジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社 経営企画部長 長谷川 渉
【電話番号】	03-5575-3511（代表）
【届出の対象とした募集（売出）内 国投資証券に係る投資法人の名称】	ジャパンエクセレント投資法人
【届出の対象とした募集（売出）内 国投資証券の形態及び金額】	形態：投資証券 発行価額の総額：一般募集 64,230,400,000円 売出価額の総額：オーバーアロットメントによる売出し 3,328,000,000円 <small>（注1） 今回の一般募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記金額とは異なります。 （注2） 今回の売出しは、一般募集に伴い、本投資証券6,400口につき行われるオーバーアロットメントによる売出しです。</small>
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成18年5月26日提出の有価証券届出書及び平成18年6月8日提出の有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、発行価格及び売出価格等が決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国投資証券（投資法人債券を除く。）

1 募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）

- (3) 発行数
- (4) 発行価額の総額
- (5) 発行価格
- (13) 手取金の使途
- (14) その他

2 売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）

- (3) 売出数
- (4) 売出価額の総額
- (5) 売出価格

下線部 _____ は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】

1【募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）】

（以下「一般募集」といいます。）

(3)【発行数】

<訂正前>

128,000口

(注1) 一般募集の需要状況等を勘案し、一般募集とは別に、みずほ証券株式会社が、本投資法人の投資主であり、指定先（後記「(14) その他 ② 申込みの方法等(へ)」に定義されます。）である興和不動産株式会社（以下「興和不動産」といいます。）から6,400口を上限として借入れる予定の本投資証券（以下「借入投資証券」といいます。）の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行う場合があります。後記「2 売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

(注2) これに関連して、本投資法人は、上記128,000口の発行とは別に、平成18年5月26日（金）開催の役員会において、みずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当による6,400口の投資口の追加発行（以下「本第三者割当」といいます。）を決議しており、みずほ証券株式会社は、借入投資証券の返還を目的として、本投資法人より、上記の6,400口を上限として、本第三者割当による追加発行投資口の割当を受ける選択権（以下「グリーンシュエーション」といいます。）を、平成18年7月18日（火）を行使期限として、付与される予定です。本第三者割当は、平成18年6月19日（月）に一般募集において決定される発行価額をもって行われます。

（中 略）

(注4) みずほ証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しにかかる口数から、シンジケートカバー取引により買付けた口数を減じた口数について、グリーンシュエーションを行使し、本第三者割当に応じる予定です。従って、オーバーアロットメントによる売出しにかかる口数が減少した場合若しくはオーバーアロットメントによる売出しが中止された場合又はシンジケートカバー取引が行われた場合には、その口数に応じて、みずほ証券株式会社がグリーンシュエーションを行使し、本第三者割当に応じて申込みをする口数は減少し、その結果、失権により本第三者割当に基づき発行する口数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

（後 略）

<訂正後>

128,000口

(注1) 一般募集の需要状況等を勘案し、一般募集とは別に、みずほ証券株式会社が、本投資法人の投資主であり、指定先（後記「(14) その他 ② 申込みの方法等(へ)」に定義されます。）である興和不動産株式会社（以下「興和不動産」といいます。）から6,400口を借入れる本投資証券（以下「借入投資証券」といいます。）の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行います。後記「2 売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

(注2) これに関連して、本投資法人は、上記128,000口の発行とは別に、平成18年5月26日（金）開催の役員会において、みずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当による6,400口の投資口の追加発行（以下「本第三者割当」といいます。）を決議しており、みずほ証券株式会社は、借入投資証券の返還を目的として、本投資法人より、上記の6,400口につき、本第三者割当による追加発行投資口の割当を受ける選択権（以下「グリーンシュエーション」といいます。）を、平成18年7月18日（火）を行使期限として、付与されました。本第三者割当は、平成18年6月19日（月）に一般募集において決定された発行価額をもって行われます。

（中 略）

(注4) みずほ証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しにかかる口数から、シンジケートカバー取引により買付けた口数を減じた口数について、グリーンシュエーションを行使し、本第三者割当に応じる予定です。従って、シンジケートカバー取引が行われた場合には、その口数に応じて、みずほ証券株式会社がグリーンシュエーションを行使し、本第三者割当に応じて申込みをする口数は減少し、その結果、失権により本第三者割当に基づき発行する口数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

（後 略）

(4) 【発行価額の総額】

<訂正前>

62,995,200,000円

(注) 後記「(14) その他 ① 引受け等の概要 (注1)」に記載のとおり、発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額です。発行価額の総額は、平成18年6月8日付有価証券届出書の訂正届出書の提出日現在における見込額です。

<訂正後>

64,230,400,000円

(注) 後記「(14) その他 ① 引受け等の概要 (注)」に記載のとおり、発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額です。

(5) 【発行価格】

<訂正前>

未定

(注1) 発行価格は、東京証券取引所の定める「不動産投資信託証券の上場前の公募又は売出し等に関する規則」第4条に規定するブック・ビルディング（投資口の引受けの申込みの勧誘時において発行価格にかかる仮条件を投資家に提示し、投資口にかかる投資家の需要状況の調査の手続を行った上で発行価格等を決定する方法をいいます。）の手続を行った上で決定します。

(注2) 発行価格の仮条件は、500,000円以上520,000円以下の価格とします。当該仮条件は、本投資法人の取得予定の資産の内容その他本投資法人にかかる情報を判断し、本投資証券の価格算定を行う能力が高いと推定される証券取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。以下「証券取引法」といいます。）第2条第3項第1号に定める適格機関投資家（以下「適格機関投資家」といいます。）等の意見その他を総合的に勘案し決定しました。

(注3) 投資家は、本投資証券の買付けの申込みに先立ち、平成18年6月9日（金）から平成18年6月16日（金）までの間、後記「(14) その他 ① 引受け等の概要」に記載の引受人（以下「引受人」といいます。）に対して、上記仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。

引受人は、当該仮条件に基づく需要の申告の受付にあたり、本投資証券が市場において適正な評価を受けることを目的に、本投資証券の価格算定を行う能力が高いと推定される適格機関投資家等を中心に需要の申告の受付を行う予定です。なお、当該需要の申告は、変更又は撤回することが可能です。

(注4) 発行価格及び発行価額（引受価額）は、上記仮条件に基づく需要状況、上場（売買開始）日（後記「(14) その他 ② 申込みの方法等(ニ)」をご参照下さい。）までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、本投資法人の取得予定の資産の内容に照らし公正な金額と評価し得る範囲内で、平成18年6月19日（月）（以下「発行価格決定日」といいます。）に決定する予定です。

(注5) 後記「(14) その他 ① 引受け等の概要 (注1)」に記載のとおり、発行価格と発行価額（引受価額）とは異なります。発行価格の総額と発行価額（引受価額）の総額との差額は、引受人の手取金となります。

(注6) 販売にあたっては、東京証券取引所の「不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例」に定める投資主数基準の充足、上場後の本投資証券の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家に販売が行われることがあります。

引受人は、需要の申告を行った投資家への販売については、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、発行価格又はそれ以上の需要の申告を行った者の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針への適合性等を勘案した上で、販売先及び販売投資口数を決定する方針です。

引受人は、需要の申告を行わなかった投資家への販売については、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針への適合性、引受人との取引状況等を勘案した上で、販売先及び販売投資口数を決定する方針です。

<訂正後>

1口当たり520,000円

(注1) 発行価格は、東京証券取引所の定める「不動産投資信託証券の上場前の公募又は売出し等に関する規則」第4条に規定するブック・ビルディング（投資口の引受けの申込みの勧誘時において発行価格にかかる仮条件を投資家に提示し、投資口にかかる投資家の需要状況の調査の手続を行った上で発行価格等を決定する方法をいいます。）の手続を行った上で決定しました。

(注2) 後記「(14) その他 ① 引受け等の概要 (注)」に記載のとおり、発行価格と発行価額（引受価額）とは異なります。発行価格の総額と発行価額（引受価額）の総額との差額は、引受人の手取金となります。

(注3) 販売にあたっては、東京証券取引所の「不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例」に定める投資主数基準の充足、上場後の本投資証券の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家に販売が行われることがあ

ります。

引受人は、需要の申告を行った投資家への販売については、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、発行価格又はそれ以上の需要の申告を行った者の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針への適合性等を勘案した上で、販売先及び販売投資口数を決定する方針です。

引受人は、需要の申告を行わなかった投資家への販売については、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針への適合性、引受人との取引状況等を勘案した上で、販売先及び販売投資口数を決定する方針です。

(注2、3、4)の全文削除及び(注5、6)の番号変更

(13) 【手取金の使途】

<訂正前>

一般募集における手取金 (62,995,200,000円) については、グリーンシュエアオプションの行使による本第三者割当による手取金 (上限3,149,760,000円) と併せて、本投資法人による特定資産 (投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じとします。) の取得資金の一部等に充当します。

(注) 上記の手取金は平成18年6月8日付有価証券届出書の訂正届出書の提出日現在における見込額です。

<訂正後>

一般募集における手取金 (64,230,400,000円) については、グリーンシュエアオプションの行使による本第三者割当による手取金 (上限3,211,520,000円) と併せて、本投資法人による特定資産 (投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じとします。) の取得資金の一部等に充当します。

(注)の全文削除

(14) 【その他】

① 引受け等の概要

<訂正前>

本投資法人及びその資産運用会社であるジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社 (以下「資産運用会社」といいます。) は、発行価格決定日 (平成18年6月19日 (月)) に下記に記載する引受人との間で新投資口引受契約を締結する予定です。

(中 略)

(注1) みずほ証券株式会社及びモルガン・スタンレー証券株式会社を以下併せて「共同主幹事証券会社」という場合があります。

上記引受人は、発行価格決定日に決定される予定の引受価額 (発行価額) にて本投資証券の買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額 (発行価格) で募集を行います。引受人は、払込期日までに引受価額の総額を本投資法人へ払い込み、発行価格の総額と引受価額 (発行価額) の総額との差額は引受人の手取金とします。引受手数料は支払われません。

上記引受人は、引受人以外の証券会社に投資口の販売を委託することがあります。

(注2) 引受投資口数及び引受けの条件は、発行価格決定日に決定する予定です。

<訂正後>

本投資法人及びその資産運用会社であるジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社 (以下「資産運用会社」といいます。) は、発行価格決定日 (平成18年6月19日 (月)) に下記に記載する引受人との間で新投資口引受契約を締結しました。

(中 略)

(注) みずほ証券株式会社及びモルガン・スタンレー証券株式会社を以下併せて「共同主幹事証券会社」という場合があります。

上記引受人は、発行価格決定日に決定された引受価額 (発行価額) (1口当たり501,800円) にて本投資証券の買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額 (発行価格) (1口当たり520,000円) で募集を行います。引受人は、払込期日までに引受価額の総額を本投資法人へ払い込み、発行価格の総額と引受価額 (発行価額) の総額との差額 (1口当たり18,200円) は引受人の手取金とします。引受手数料は支払われません。

上記引受人は、引受人以外の証券会社に投資口の販売を委託することがあります。

(注2)の全文削除及び(注1)の番号削除

2【売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）】

(3)【売出数】

<訂正前>

6,400口

(注1) 上記売出数は、前記「1 募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）」に記載する一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、みずほ証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しにかかる口数です。従って、上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの上限口数を示したものであり、需要状況等により減少することがあり、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが行われない場合もあります。

(注2) オーバーアロットメントによる売出しの対象となる本投資証券は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が、本投資法人の投資主であり、前記「1 募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）(14) その他 ② 申込みの方法等(へ)」に記載の指定先である興和不動産から6,400口を上限として借入れる予定の本投資証券です（但し、かかる貸借は、前記「1 募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）(14) その他 ② 申込みの方法等(へ)」に記載するとおり、上記指定先への販売がなされることを条件とします。）。

(後 略)

<訂正後>

6,400口

(注1) 上記売出数は、前記「1 募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）」に記載する一般募集に伴い、その需要状況等を勘案した結果、みずほ証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しにかかる口数です。

(注2) オーバーアロットメントによる売出しの対象となる本投資証券は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が、本投資法人の投資主であり、前記「1 募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）(14) その他 ② 申込みの方法等(へ)」に記載の指定先である興和不動産から借入れる本投資証券6,400口です（但し、かかる貸借は、前記「1 募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）(14) その他 ② 申込みの方法等(へ)」に記載するとおり、上記指定先への販売がなされることを条件とします。）。

(後 略)

(4)【売出価額の総額】

<訂正前>

3,264,000,000円

(注) 売出価額の総額は、平成18年6月8日付有価証券届出書の訂正届出書の提出日現在における見込額です。

<訂正後>

3,328,000,000円

(注)の全文削除

(5)【売出価格】

<訂正前>

未定

(注) 売出価格は、前記「1 募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）(5) 発行価格」に記載の発行価格と同一の価格とします。

<訂正後>

1口当たり520,000円

(注)の全文削除